

国立研究開発法人情報通信研究機構法の一部を改正する等の法律新旧対照条文

目 次

- 国立研究開発法人情報通信研究機構法（平成十一年法律第百六十二号）（第一条関係）――
- 電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）（附則第七条関係）――
- 放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）（附則第八条関係）――
- 国立研究開発法人情報通信研究機構法及び電波法の一部を改正する法律（令和四年法律第九十三号）（附則第九条関係）――

○国立研究開発法人情報通信研究機構法（平成十一年法律第百六十二号）（第一条関係）

（傍線部分は改正部分）

	改	正	前
	後		
目次			
第一章 総則（第一条—第八条）			
第二章 役員及び職員（第九条—第十三条）			
第三章 業務等（第十四条—第十九条）			
第四章 雜則（第二十条—第二十三条）			
第五章 罰則（第二十四条—第二十五条）			
附則			
（定義）			
第一条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。			
一 高度通信・放送研究開発 通信・放送技術（電気通信業及び放送業（有線放送業を含む。以下同じ。）の技術その他電気通信（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第一号に規定する電気通信をいう。次号及び第十八条において同じ。）に係る電波の利用の技術をいう。以下この号において同じ。）に関する研究開発であつて通信・放送技術の水準の著しい向上に寄与するものをいう。			
二 通信・放送事業分野 電気通信業又は放送業に属する事業、委託を受けて専ら電気通信業又は放送業において行われる業務の一部を行なう事業、電気通信業又は放送業の発達を図るための業務であつて、放送番組を収集し、及び保管する業務その他のこれらの業に密接			
目次			
第一章 （同上）			
第二章 （同上）			
第三章 業務等（第十四条—第二十条）			
第四章 雜則（第二十一条—第二十三条）			
第五章 罰則（第二十四条—第二十六条）			
附則			
（定義）			
第一条 （同上）			
一 高度通信・放送研究開発 通信・放送技術（電気通信業及び放送業（有線放送業を含む。以下同じ。）の技術その他電気通信（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第一号に規定する電気通信をいう。次号及び第十八条において同じ。）に係る電波の利用の技術をいう。以下この号において同じ。）に関する研究開発であつて通信・放送技術の水準の著しい向上に寄与するものをいう。			
二 通信・放送事業分野 電気通信業又は放送業に属する事業、委託を受けて専ら電気通信業又は放送業において行われる業務の一部を行なう事業、電気通信業又は放送業の発達を図るための業務であつて、放送番組を収集し、及び保管する業務その他のこれらの業に密接			

に関連するものを行う事業、電気通信業又は放送業が提供する役務の有効利用に資する電気通信設備（電気通信事業法第二条第二号に規定する電気通信設備をいう。以下同じ。）を整備する事業、電気通信設備の機能の効率的な利用を支援する電気通信の業務を行う事業並びに電気通信システム（電気通信設備の集合体であつて電気通信の業務を一体的に行うよう構成されたものをいう。）の設計その他の電気通信設備の機能の効率的な利用を技術的に支援する業務を行いう事業の属する事業分野をいう。

（資本金）

第六条 機構の資本金は、附則第五条第二項の規定により政府から出資があつたものとされた金額及び附則第六条第一項の規定により政府から出資があつた金額並びに独立行政法人通信総合研究所法の一部を改正する法律（平成十四年法律第二百三十四号）

（附則第三条第五項から第七項までの規定により政府から出資があつたものとされた金額）

の合計額とする。

2 機構は、第十六条第一号に掲げる業務に必要な資金又は同条第四号に掲げる業務に必要な資金充てるため必要があるときは、総務大臣の認可を受けて、その資本金を増加することができる。

3 政府は、前項の規定により機構がその資本金を増加するときは、予算で定める金額の範囲内において、機構に追加して出資することがで

に関連するものを行う事業、電気通信業又は放送業が提供する役務の有効利用に資する電気通信設備

を整備する事業、電気通信設備の機能の効率的な利用を支援する電気通信の業務を行う事業並びに電気通信システム（電気通信設備の集合体であつて電気通信の業務を一体的に行うよう構成されたものをいう。）の設計その他の電気通信設備の機能の効率的な利用を技術的に支援する業務を行いう事業の属する事業分野をいう。

（資本金）

第六条 機構の資本金は、附則第五条第二項の規定により政府から出資があつたものとされた金額及び附則第六条第一項の規定により政府から出資があつた金額並びに独立行政法人通信総合研究所法の一部を改正する法律（平成十四年法律第二百三十四号。第十八条第一項において「改正法」という。）附則第三条第五項及び第七項の規定により政府から出資があつたものとされた金額、同条第六項の規定により政府及び政府以外の者から出資があつたものとされた金額並びに同条第九項の規定により政府以外の者から出資があつたものとされた金額の合計額とする。

2 機構は、第十六条第一号に掲げる業務に必要な資金、同条第六号に掲げる業務に必要な資金充てるため必要があるときは、総務大臣の認可を受けて、その資本金を増加することができる。

3 政府は、前項の規定により機構がその資本金を増加するときは、予算で定める金額の範囲内において、機構に追加して出資することがで

きる。この場合において、政府は、第十六条第一号に掲げる業務に必要な資金又は同条第四号に掲げる業務に必要な資金又は第十八条第一項に規定する信用基金のそれぞれに充てるべき金額を示すものとする。

(削る)

第七条及び第八条 削除

4| 政府以外の者は、第二項の認可があつた場合において、第十八条第一項に規定する信用基金に充てるべきものとして示して出資する場合に限り、機構に出資することができる。

(持分の払戻し等の禁止)

第七条 機構は、通則法第四十六条の二第一項若しくは第二項の規定による国庫への納付又は通則法第四十六条の三第三項の規定による払戻しをする場合を除くほか、出資者に対し、その持分を払い戻すことができない。

2| 機構は、出資者の持分を取得し、又は質権の目的としてこれを受けることができない。

(持分移転等の対抗要件)

第八条 出資者の持分の移転は、取得者について第二十一条第二項各号に掲げる事項を出資者原簿に記載しなければ、機構その他の第三者に对抗することができない。

2| 出資者の持分が信託財産に属することは、その旨を出資者原簿に記載しなければ、機構その他の第三者に对抗することができない。

(秘密保持義務)

第十二条 機構の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、その職務上知ることができた秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

2| 前項の規定は、第十八条第六項第一号の規定により委託を受けて行

う同条第一項第二号に掲げる業務に従事する者又は従事していた者に

(新設)

第十二条 (同上)

きる。この場合において、政府は、第十六条第一号に掲げる業務に必要な資金、同条第六号に掲げる業務に必要な資金又は第十八条第一項に規定する信用基金のそれぞれに充てるべき金額を示すものとする。

きる。この場合において、政府は、第十六条第一号に掲げる業務に必要な資金、同条第六号に掲げる業務に必要な資金又は第十八条第一項に規定する信用基金のそれぞれに充てるべき金額を示すものとする。

ついて準用する。

(業務の範囲)

第十四条 機構は、第四条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- 一 情報の電磁的流通及び電波の利用に関する技術の調査、研究及び開発を行うこと。

二～六 (略)

七 第一号に掲げる業務に係る成果の普及として、次の業務

を行うこと。

イ サイバーセキュリティ (サイバーセキュリティ基本法 (平成二

十六年法律第百四号) 第二条に規定するサイバーセキュリティを

いう。ロにおいて同じ。) に関する演習その他の訓練を行うこと

ロ サイバーセキュリティの確保のための措置を十分に講じていな

いと認められる電気通信設備の管理者その他の関係者に対しても必要な助言及び情報の提供を行うこと。

八 前号に掲げるもののほか、第一号、第二号及び第六号に掲げる業

務に係る成果の普及を行うこと。

九～十四 (略)

2 機構は、前項の業務のほか、次の業務を行う。

- 一 特定公共電気通信システム開発関連技術に関する研究開発の推進に関する法律(平成十年法律第五十三号。以下「公共電気通信システム法」という。) 第四条に規定する業務

二 基盤技術研究円滑化法(昭和六十年法律第六十五号) 第七条に規

(業務の範囲)

第十四条 (同上)

- 一 (同上)

二～六 (同上)

七 第一号に掲げる業務に係る成果の普及としてサイバーセキュリティ (サイバーセキュリティ基本法 (平成二十六年法律第百四号) 第

二条に規定するサイバーセキュリティをいう。) に関する演習その他の訓練を行うこと。

(新設)

(新設)

八 (同上)

九～十四 (同上)

2 (同上)

二 (同上)

定する業務

通信・放送融合技術の開発の促進に関する法律（平成十三年法律）

第四十四号) 第四条に規定する業務

(前記)

四 身体障害者の利便の増進に資する通信・放送身体障害者利用円滑

者利用円滑化法」という。）第四条に規定する業務

(前る)

四 特定通信・放送開発事業実施円滑化法（平成二年法律第三十五号）以下「通信・放送開発法」という。第六条に規定する業務

第十五条 機構は、総務大臣及び財務大臣の認可を受けて、前条第二項第四号に掲げる業務（通信・放送開発法第六条第一項第一号、第二号及び第四号に掲げる業務に限り、債務の保証の決定、出資の決定及び利子補給金の支出の決定を除く。）の一部を金融機関に委託することができる。

2 金融機関は、他の法律の規定にかかわらず、前項の規定による委託を受け、当該委託を受けた業務を行うことができる。

3 第一項の規定により業務の委託を受けた金融機関（以下「受託金融機関」という。）の役員又は職員であつて当該委託を受けた業務に従事するものは、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(株式等の取得及び保有)

(情報通信研究開発基金の設置等)

一一一(回上)

第十五条 (株式等の取得及び保有) (略)

（情報通信研究開発基金の設置等）

一一二

2～6 (略)

(国会への報告等)

第十五条の三 (略)

2 (略)

(区分経理)

第十六条 機構は、次に掲げる業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。

一 第十四条第二項第二号に掲げる業務（これに附帯する業務を含む。）

（削る）

二 第十四条第二項第四号に掲げる業務（通信・放送開発法第六条第一項第一号及び第四号に掲げる業務に限り、これらに附帯する業務

を含む。）

三 第十四条第二項第四号に掲げる業務（通信・放送開発法第六条第一項第二号に掲げる業務に限り、これに附帯する業務を含む。）

四 (同上)

五 (同上)

六 (同上)

七 (同上)

八 (同上)

九 (同上)

十 (同上)

十一 (同上)

十二 (同上)

十三 (同上)

十四 (同上)

十五 (同上)

十六 (同上)

十七 (同上)

十八 (同上)

十九 (同上)

二十 (同上)

二十一 (同上)

二十二 (同上)

二十三 (同上)

二十四 (同上)

二十五 (同上)

二十六 (同上)

二十七 (同上)

二十八 (同上)

二十九 (同上)

三十 (同上)

三十一 (同上)

三十二 (同上)

三十三 (同上)

三十四 (同上)

三十五 (同上)

三十六 (同上)

三十七 (同上)

三十八 (同上)

三十九 (同上)

四十 (同上)

四十一 (同上)

四十二 (同上)

四十三 (同上)

四十四 (同上)

四十五 (同上)

四十六 (同上)

四十七 (同上)

四十八 (同上)

四十九 (同上)

五十 (同上)

五十一 (同上)

五十二 (同上)

五十三 (同上)

五十四 (同上)

五十五 (同上)

五十六 (同上)

五十七 (同上)

五十八 (同上)

五十九 (同上)

六十 (同上)

六十一 (同上)

六十二 (同上)

六十三 (同上)

六十四 (同上)

六十五 (同上)

六十六 (同上)

六十七 (同上)

六十八 (同上)

六十九 (同上)

七十 (同上)

七十一 (同上)

七十二 (同上)

七十三 (同上)

七十四 (同上)

七十五 (同上)

七十六 (同上)

七十七 (同上)

七十八 (同上)

七十九 (同上)

八十 (同上)

八十一 (同上)

八十二 (同上)

八十三 (同上)

八十四 (同上)

八十五 (同上)

八十六 (同上)

八十七 (同上)

八十八 (同上)

八十九 (同上)

九十 (同上)

九十一 (同上)

九十二 (同上)

九十三 (同上)

九十四 (同上)

九十五 (同上)

九十六 (同上)

九十七 (同上)

九十八 (同上)

九十九 (同上)

一百 (同上)

一百一 (同上)

一百二 (同上)

一百三 (同上)

一百四 (同上)

一百五 (同上)

一百六 (同上)

一百七 (同上)

一百八 (同上)

一百九 (同上)

一百十 (同上)

一百十一 (同上)

一百十二 (同上)

一百十三 (同上)

一百四 (同上)

一百五 (同上)

一百六 (同上)

一百七 (同上)

一百八 (同上)

一百九 (同上)

一百十 (同上)

一百十一 (同上)

一百十二 (同上)

一百十三 (同上)

一百四 (同上)

一百五 (同上)

一百六 (同上)

一百七 (同上)

一百八 (同上)

一百九 (同上)

一百十 (同上)

一百十一 (同上)

一百十二 (同上)

一百十三 (同上)

一百四 (同上)

一百五 (同上)

一百六 (同上)

一百七 (同上)

一百八 (同上)

一百九 (同上)

一百十 (同上)

一百十一 (同上)

一百十二 (同上)

一百十三 (同上)

一百四 (同上)

一百五 (同上)

一百六 (同上)

一百七 (同上)

一百八 (同上)

一百九 (同上)

一百十 (同上)

一百十一 (同上)

一百十二 (同上)

一百十三 (同上)

一百四 (同上)

一百五 (同上)

一百六 (同上)

一百七 (同上)

一百八 (同上)

一百九 (同上)

一百十 (同上)

一百十一 (同上)

一百十二 (同上)

一百十三 (同上)

一百四 (同上)

一百五 (同上)

一百六 (同上)

一百七 (同上)

一百八 (同上)

一百九 (同上)

一百十 (同上)

一百十一 (同上)

一百十二 (同上)

一百十三 (同上)

一百四 (同上)

一百五 (同上)

一百六 (同上)

一百七 (同上)

一百八 (同上)

一百九 (同上)

一百十 (同上)

一百十一 (同上)

一百十二 (同上)

一百十三 (同上)

一百四 (同上)

一百五 (同上)

一百六 (同上)

一百七 (同上)

一百八 (同上)

一百九 (同上)

一百十 (同上)

一百十一 (同上)

一百十二 (同上)

一百十三 (同上)

一百四 (同上)

一百五 (同上)

一百六 (同上)

一百七 (同上)

一百八 (同上)

一百九 (同上)

一百十 (同上)

一百十一 (同上)

一百十二 (同上)

一百十三 (同上)

一百四 (同上)

一百五 (同上)

一百六 (同上)

一百七 (同上)

一百八 (同上)

一百九 (同上)

一百十 (同上)

一百十一 (同上)

一百十二 (同上)

一百十三 (同上)

一百四 (同上)

一百五 (同上)

一百六 (同上)

一百七 (同上)

一百八 (同上)

一百九 (同上)

一百十 (同上)

一百十一 (同上)

一百十二 (同上)

一百十三 (同上)

一百四 (同上)

一百五 (同上)

一百六 (同上)

一百七 (同上)

一百八 (同上)

一百九 (同上)

一百十 (同上)

一百十一 (同上)

一百十二 (同上)

一百十三 (同上)

一百四 (同上)

一百五 (同上)

一百六 (同上)

一百七 (同上)

一百八 (同上)

一百九 (同上)

一百十 (同上)

一百十一 (同上)

一百十二 (同上)

一百十三 (同上)

一百四 (同上)

一百五 (同上)

一百六 (同上)

一百七 (同上)

一百八 (同上)

一百九 (同上)

一百十 (同上)

一百十一 (同上)

一百十二 (同上)

一百十三 (同上)

一百四 (同上)

一百五 (同上)

一百六 (同上)

一百七 (同上)

一百八 (同上)

一百九 (同上)

一百十 (同上)

一百十一 (同上)

一百十二 (同上)

一百十三 (同上)

一百四 (同上)

一百五 (同上)

一百六 (同上)

一百七 (同上)

一百八 (同上)

一百九 (同上)

一百十 (同上)

一百十一 (同上)

一百十二 (同上)

一百十三 (同上)

一百四 (同上)

一百五 (同上)

一百六 (同上)

一百七 (同上)

一百八 (同上)

一百九 (同上)

一百十 (同上)

一百十一 (同上)

一百十二 (同上)

一百十三 (同上)

一百

項の規定による整理を行つた後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち総務大臣の承認を受けた金額を、当該中長期目標の期間の次の中長期目標の期間に係る通則法第三十五条の第五項の認可を受けた中長期計画（同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの）の定めるところにより、当該次の中長期目標の期間における第十四条に規定する業務の財源に充てることができる。

2 総務大臣

は、前項の規定による承認をしようとするときは、財務大臣に協議しなければならない。

3 機構は、第一項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならない。

4 機構は、通則法第四十四条第一項の規定にかかわらず、前条第一号に掲げる業務に係る勘定

（次項及び第六項において「基盤技術研究促進勘定」と

いう。）において、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失を埋め、なお残余があるときは、残余の額のうち政令で定めるところにより計算した額を国庫に納付しなければならない。

5 機構は、基盤技術研究促進勘定において、前項に規定する残余の額から同項の規定により国庫に納付しなければならない額を控除してなお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。ただし、通則法第四十四条第三項の規定によ

るときは、その額に相当する金額のうち総務大臣（債務保証勘定については総務大臣及び財務大臣）の承認を受けた金額を、当該中長期目標の期間の次の中長期目標の期間に係る通則法第三十五条の第五項の認可を受けた中長期計画（同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの）の定めるところにより、当該次の中長期目標の期間における第十四条に規定する業務の財源に充てることができる。

2 総務大臣（債務保証勘定に係る承認をしようとするときは総務大臣及び財務大臣）

は、前項の規定による承認をしようとするときは、財務大臣に協議しなければならない。

3 （同上）

4 機構は、通則法第四十四条第一項の規定にかかわらず、前条第一号に掲げる業務に係る勘定及び同条第三号に掲げる業務に係る勘定（以下それぞれ「基盤技術研究促進勘定」及び「出資勘定」と

いう。）において、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失を埋め、なお残余があるときは、残余の額のうち政令で定めるところにより計算した額を国庫に納付しなければならない。

5 機構は、基盤技術研究促進勘定及び出資勘定において、前項に規定する残余の額から同項の規定により国庫に納付しなければならない額を控除してなお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。ただし、通則法第四十四条第三項の規定によ

り同項の使途に充てる場合は、この限りでない。

6 第一項から第三項までの規定は、基盤技術研究促進勘定について準用する。この場合において、第一項中「通則法第四十四条第一項又は第二項」とあるのは「第五項又は通則法第四十四条第二項」と、「同条第一項」とあるのは「第五項」と、「同条第一項」とあるのは「第五項」と、「債務保証勘定についてでは」とあるのは「出資勘定については」と、第二項中「債務保証勘定に係る」とあるのは「出資勘定に係る」と、第三項中「第一項」とあるのは「第一項（第六項において読み替えて準用する場合を含む。）」と読み替えるものとする。

7 前各項に定めるもののほか、納付金の納付の手続その他積立金の処分に關し必要な事項は、政令で定める。

（特定アクセス行為等の実施）

第十八条 機構は、第十四条第一項第七号口に掲げる業務を行う場合において、その一部として次に掲げる業務を行おうとするときは、総務大臣の認可を受けなければならない。

- 一 特定アクセス行為を行うこと。
- 二 通信履歴等の電磁的記録を作成すること。
- 三 特定アクセス行為に係る電気通信の送信先の電気通信設備が次イ又はロに掲げる者の電気通信設備であるときは、当該イ又はロに定める者に対し、通信履歴等の電磁的記録を証拠として当該電気通信設備又は当該電気通信設備に電気通信回線を介して接続された他の電気通信設備を送信先又は送信元とする送信型対電気通信設備サイバー攻撃のおそれへの対処を求める通知を行うこと。

- イ 電気通信事業者
ロ 電気通信事業者（電気通信事業法第二百六十六条の二第二項第一号）

り同項の使途に充てる場合は、この限りでない。

6 第一項から第三項までの規定は、基盤技術研究促進勘定及び出資勘定について準用する。この場合において、第一項中「通則法第四十四条第一項又は第二項」とあるのは「第五項又は通則法第四十四条第二項」と、「同条第一項」とあるのは「第五項」と、「債務保証勘定についてでは」とあるのは「出資勘定に係る」と、第二項中「債務保証勘定に係る」とあるのは「出資勘定に係る」と、第三項中「第一項」とあるのは「第一項（第六項において読み替えて準用する場合を含む。）」と読み替えるものとする。

7 （同上）

（信用基金）

第十八条 機構は、第十四条第二項第四号に掲げる業務（通信・放送開発法第六条第一項第一号に掲げる業務に限り、これに附帯する業務を含む。第三項において同じ。）に関する信用基金を設け、改正法附則第三条第九項の規定により政府以外の者から出資があつたものとされた金額並びに第六条第二項の認可を受けた場合において同条第三項及び第四項の規定により信用基金に充てるべきものとして出資された金額と改正法附則第三条第十項の規定により政府以外の者から出えんがあつたものとされた金額及び機構が負担する保証債務の弁済に充てることを条件として政府以外の者から出えんされた金額の合計額に相当する金額をもつてこれに充てるものとする。

イに該当するものに限る。第九項において同じ。) の利用者 当

該電気通信事業者

2| 機構は、前項の認可を受けようとするときは、総務省令で定めると
ころにより、同項各号に掲げる業務（以下この条において「特定アク
セス行為等」という。）の実施に関する計画（以下この条において「
特定アクセス行為等実施計画」という。）を作成し、総務大臣に提出
しなければならない。

3| 特定アクセス行為等実施計画には、次に掲げる事項を記載しなけれ
ばならない。

一 特定アクセス行為等の実施期間

二 特定アクセス行為等の実施体制（第一項第二号に掲げる業務の全
部又は一部を他の者に委託する場合にあつては、委託先の選定に係
る基準及び手続を含む。）

三 特定アクセス行為に用いる設備

四 特定アクセス行為に用いる識別符号

五 特定アクセス行為により取得した情報の適正な取扱いを確保する
ための措置（第一項第二号に掲げる業務の全部又は一部を他の者に
委託する場合にあつては、委託先における当該情報の適正な取扱い
を確保するための措置を含む。）

六 その他総務省令で定める事項

4| 総務大臣は、機構から特定アクセス行為等実施計画の提出があつた
ときは、当該特定アクセス行為等実施計画に基づき特定アクセス行為
等が適正かつ確実に実施されると認められる場合に限り、第一項の認
可をするものとする。

5| 機構は、第一項の認可を受けた特定アクセス行為等実施計画を変更

2| 前項に規定する信用基金は、総務省令・財務省令で定めるところに
より、毎事業年度の損益計算上利益又は損失を生じたときは、その利
益又は損失の額により増加又は減少するものとする。

3| 機構は、第十四条第二項第四号に掲げる業務を廃止した場合は、信
用基金を廃止するものとし、その廃止の際なお残額があるときは、當
該残額については各出資者に対し、その出資額に応じて分配するもの
とする。

4| 前項の規定により各出資者に分配することができる金額は、その出
資額を限度とする。

しようとするときは、総務省令で定めるところにより、変更後の特定アクセス行為等実施計画を総務大臣に提出して、その認可を受けなければならない。

6 | 機構は、次に掲げる場合を除き、特定アクセス行為等を他の者に委託してはならない。

一 第一項の認可を受けた特定アクセス行為等実施計画（前項の規定による変更の認可があつたときは、その変更後のもの。第八項及び第九項において「認可特定アクセス行為等実施計画」という。）に基づき第一項第二号に掲げる業務を委託するとき。

二 第一項第三号に掲げる業務を認定送信型対電気通信設備サイバー攻撃対処協会に委託するとき。

7 | この条（次項を除く。）において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 特定アクセス行為 機構の端末設備又は自営電気通信設備を送信元とし、アクセス制御機能を有する特定電子計算機である電気通信設備又は当該電気通信設備に電気通信回線を介して接続された他の電気通信設備を送信先とする電気通信の送信を行う行為であつて、当該アクセス制御機能を有する特定電子計算機である電気通信設備に電気通信回線を通じて当該アクセス制御機能に係る他人の識別符号（当該識別符号について電気通信事業法第五十二条第一項又は第七十条第一項第一号の規定により認可を受けた技術的条件において定めている基準を勘案して不正アクセス行為から防衛するため必要な基準として総務省令で定める基準を満たさないものに限る。）を入力して当該電気通信設備を作動させ、当該アクセス制御機能により制限されている当該電気通信設備又は当該電気通信設備に電気通

信回線を介して接続された他の電気通信設備の特定利用をし得る状態にさせる行為をいう。

二 通信履歴等の電磁的記録 特定アクセス行為に係る電気通信の送信元、送信先、通信日時その他の通信履歴を含む特定アクセス行為についての電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）であつて、当該特定アクセス行為に係る電気通信の送信先のアクセス制御機能を有する特定電子計算機である電気通信設備又は当該電気通信設備に電気通信回線を介して接続された他の電気通信設備を送信先又は送信元とする送信型対電気通信設備サイバー攻撃のおそれがあることの証拠となるものをいう。

三 電気通信事業者若しくは利用者、端末設備、自営電気通信設備又は送信型対電気通信設備サイバー攻撃若しくは認定送信型対電気通信設備サイバー攻撃対処協会 それぞれ電気通信事業法第二条第五号若しくは第七号、第五十二条第一項、第七十条第一項又は第一百六条の二第一項第一号若しくは第二項に規定する電気通信事業者若しくは利用者、端末設備、自営電気通信設備又は送信型対電気通信設備サイバー攻撃若しくは認定送信型対電気通信設備サイバー攻撃対処協会をいう。

四 特定電子計算機若しくは特定利用、識別符号、アクセス制御機能又は不正アクセス行為 それぞれ不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第二百二十八号）第二条に規定する特定電子計算機若しくは特定利用、識別符号、アクセス制御機能又は不正アクセス行為をいう。

認可特定アクセス行為等実施計画に基づき機構の業務が行われる場合には、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第一号 法律第二条第四項	不正アクセス行為 の禁止等に関する 法律第二条第四項	電気通信事業法第百六条の二第二項					
		を除く	及び当該	三 前二号に掲げるもののほか、送信型対電気通信設備サイバー攻撃に対処する電気通信事業者を支援すること。	三 国立研究開発法人情報通信研究機構の委託を受けて、国立研究開発法人情報通信研究機構法（平成十一年法律第二百六十号）第十八条第一項第三号イ又はロに定める者に対し、同号の通知を行うこと。	四 前三号に掲げるもののほか、送信型対電気通信設備サイバー攻撃に対処する電気通信事業者を支援すること。	四 前三号に掲げるもののほか、送信型対電気通信設備サイバー攻撃に対処する電気通信事業者を支援すること。
平成十一年法律第二百六十号	情報通信研究機構法（）	及び国立研究開発法人	当該				

十二号) 第十八条第六

項第一号に規定する認

可特定アクセス行為等

実施計画に基づき同条

第一項第一号に掲げる

業務に従事する者がす

る同条第七項第一号に

規定する特定アクセス

行為を除く

9 | 認可特定アクセス行為等実施計画に基づき機構の業務が行われる場合には、電気通信事業法第五十二条第一項又は第七十条第一項第一号の規定により認可を受けた電気通信事業者は、当該認可を受けた技術的条件において、アクセス制御機能（特定電子計算機である電気通信設備が有するものに限る。）に係る識別符号について、第七項第一号の総務省令で定める基準に相当する基準又はこれを上回る基準を定めているときを除き、同号の総務省令で定める基準に相当する基準を定めているものとみなす。

（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の準用）

第十九条 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十一年法律第百七十九号。以下この条において「補助金等適正化法」という。）の規定（罰則を含む。）は、第十四条第一項第十号並びに同条第二項第三号（通信・放送融合技術の開発の促進に関する法律第四条第一号に係る部分に限る。）及び第四号

（障害者利用円滑化法第四条第一号に係る部分に限る。）の規定により機関が交付する助成金に

（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の準用）
第十九条 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十一年法律第百七十九号。以下この条において「補助金等適正化法」という。）の規定（罰則を含む。）は、第十四条第一項第十号並びに同条第二項第三号（通信・放送融合技術の開発の促進に関する法律第四条第一号に係る部分に限る。）第四号（通信・放送開発法第六条第一項第三号に係る部分に限る。）及び第五号（障害者利用円滑化法第四条第一号に係る部分に限る。）の規定により機関が交付する助成金に

ついて準用する。この場合において、補助金等適正化法（第二条第七項を除く。）中「各省各庁」とあるのは「国立研究開発法人情報通信研究機構」と、「各省各庁の長」とあるのは「国立研究開発法人情報通信研究機構の理事長」と、補助金等適正化法第二条第一項及び第四項、第七条第二項、第十九条第一項及び第三項、第二十四条並びに第三十三条中「国」とあるのは「国立研究開発法人情報通信研究機構」と、補助金等適正化法第十四条中「国の会計年度」とあるのは「国立研究開発法人情報通信研究機構の事業年度」と読み替えるものとする。

（削る）

（報告及び検査）

第二十条 総務大臣又は財務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、受託金融機関に対し、その委託を受けた業務に關し報告をさせ、又はその職員に、受託金融機関の事務所その他の事業所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2) 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帶し、関係者に提示しなければならない。

3) 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（出資者原簿）

第二十一条 機構は、出資者原簿を備えて置かなければならない。

2) 出資者原簿には、基盤技術研究促進勘定に係る出資、債務保証勘定に係る出資、出資勘定に係る出資及び一般勘定に係る出資ごとに、各出資者について次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所

ついて準用する。この場合において、補助金等適正化法（第二条第七項を除く。）中「各省各庁」とあるのは「国立研究開発法人情報通信研究機構」と、「各省各庁の長」とあるのは「国立研究開発法人情報通信研究機構の理事長」と、補助金等適正化法第二条第一項及び第四項、第七条第二項、第十九条第一項及び第三項、第二十四条並びに第三十三条中「国」とあるのは「国立研究開発法人情報通信研究機構」と、補助金等適正化法第十四条中「国の会計年度」とあるのは「国立研究開発法人情報通信研究機構の事業年度」と読み替えるものとする。

二 出資の引受け及び出資金の払込みの年月日又は出資者の持分の譲受けの年月日

三 出資額

(主務大臣等)

第二十条 機構に係る通則法における主務大臣は次のとおりとする。

一 役員及び職員並びに財務及び会計その他管理業務に関する事項については、総務大臣

二・五 (略)

(削る)

六 第十四条に規定する業務のうち第一号から前号までに掲げる業務

以外のものに関する事項については、総務大臣

2・3 (略)

(中長期目標等に関するサイバーセキュリティ戦略本部の意見の聴取

)

第二十一条 総務大臣は、通則法第三十五条の四第一項の規定により中

長期目標（第十四条第一項第七号に掲げる業務及びこれに附帯する業務に係る部分に限る。）を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、サイバーセキュリティ戦略本部の意見を聴かなければならな

(主務大臣等)

第二十二条 (同上)

一 役員及び職員並びに財務及び会計その他管理業務に関する事項については、総務大臣（第十四条第二項第四号に掲げる業務（通信・放送開発法第六条第一項第一号、第二号及び第四号に掲げる業務（通信・放送開発法第六条第一項第一号、第二号及び第四号に掲げる業務に限り、これらに附帯する業務を含む。）に係る財務及び会計に関する事項については、総務大臣及び財務大臣）

二・五 (同上)

(削る)

六 第十四条第二項第四号に掲げる業務（通信・放送開発法第六条第一項第一号、第二号及び第四号に掲げる業務に限り、これらに附帯する業務を含む。）に関する事項については、総務大臣及び財務大臣

七 (同上)

2・3 (同上)

(中長期目標等に関するサイバーセキュリティ戦略本部の意見の聴取

)

第二十三条 (同上)

(中長期目標等に関するサイバーセキュリティ戦略本部の意見の聴取

(同上)

い。

2

(同上)

総務大臣は、通則法第三十五条の五第一項の規定による中長期計画（第十四条第一項第七号に掲げる業務及びこれに附帯する業務に係る部分に限る。）の認可をしようとするときは、あらかじめ、サイバーセキュリティ戦略本部の意見を聴かなければならない。

（国家公安委員会及び経済産業大臣との協議）

第二十二条 総務大臣は、次に掲げる場合には、あらかじめ、国家公安委員会及び経済産業大臣に協議しなければならない。

- 一 第十八条第二項、第三項第六号、第五項又は第七項第一号の総務省令を制定し、又は改廃しようとするとき。
- 二 第十八条第一項の認可又は同条第五項の変更の認可をしようとするとき。

（審議会等への諮問）

第二十三条 総務大臣は、次に掲げる事項については、審議会等（国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百二十号）第八条に規定する機関をいう。）で政令で定めるものに諮問しなければならない。ただし、当該審議会等が軽微な事項と認めたものについては、この限りでない。

- 一 第十八条第二項、第三項第六号、第五項又は第七項第一号の総務省令の制定又は改廃

- 二 第十八条第一項の認可又は同条第五項の変更の認可

第二十四条 第十二条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反して秘密を漏らし、又は盗用した者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。
(削る)

(新設)

第二十四条 第十二条
――の規定に違反して秘密を漏らし、又は盗用した者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第二十五条 第二十条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し

た場合には、その違反行為をした受託金融機関の役員又は職員は、二十万円以下の罰金に処する。

第二十五条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為を

した機構の役員は、二十万円以下の過料に処する。

一 第十四条に規定する業務以外の業務を行つたとき。

二 この法律の規定により総務大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。

三 第十五条の二第四項において読み替えて準用する通則法第四十七条の規定に違反して情報通信研究開発基金を運用したとき。

附 則

(業務の特例)

第八条 機構は、第十四条に規定する業務のほか、当分の間、難視聴地域（日本放送協会が放送法（昭和二十五年法律第二百三十二号）第二十条第五項の規定によりテレビジョン放送（同法第二条第十八号に規定するテレビジョン放送をいう。以下この項において同じ。）があまねく全国において受信できるように措置をするに当たり、地形その他の自然的条件の特殊性に起因して、衛星放送（テレビジョン放送であつて、放送衛星（同法第二条第一号に規定する放送を行うための無線設備及びこれに附属する設備のみを搭載する人工衛星をいう。）の無線局を用いて行われるもの）をいう。以下この項において同じ。）によらなければその地域においてテレビジョン放送を受信できるようになることが困難と認められる地域をいう。）において日本放送協会の衛星放送を受信することのできる受信設備を設置する者に対し助成金を交付する業務及びこれに附帯する業務を行う。

第二十六条 (同上)

一 (同上)

二 この法律の規定により総務大臣又は総務大臣及び財務大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。

三 第十五条の三第四項において読み替えて準用する通則法第四十七条の規定に違反して情報通信研究開発基金を運用したとき。

附 則

(業務の特例)

第八条 (同上)

機構は、第十四条及び前項に規定する業務のほか、令和六年三月三十日までの間、次に掲げる業務を行う。

- 一 特定アクセス行為を行い、通信履歴等の電磁的記録を作成すること。

二 特定アクセス行為に係る電気通信の送信先の電気通信設備が次のイ又はロに掲げる者の電気通信設備であるときは、当該イ又はロに定める者に対し、通信履歴等の電磁的記録を証拠として当該電気通信設備又は当該電気通信設備に電気通信回線を介して接続された他の電気通信設備を送信先又は送信元とする送信型対電気通信設備サイバー攻撃のおそれへの対処を求める通知を行うこと。

イ 電気通信事業者 当該電気通信事業者

ロ 電気通信事業者（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第一百六条の一第二項第一号イに該当するものに限る。第八項において同じ。）の利用者 当該電気通信事業者

三 前二号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

3 機構は、前項第二号に掲げる業務を認定送信型対電気通信設備バイ攻撃対処協会に委託することができる。

4 この条（第一項及び次項から第七項までを除く。）において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 特定アクセス行為 機構の端末設備又は自営電気通信設備を送信元とし、アクセス制御機能を有する特定電子計算機である電気通信設備又は当該電気通信設備に電気通信回線を介して接続された他の電気通信設備を送信先とする電気通信の送信を行う行為であつて、当該アクセス制御機能を有する特定電子計算機である電気通信設備

(削る)
(削る)

に電気通信回線を通じて当該アクセス制御機能に係る他人の識別符号（当該識別符号について電気通信事業法第五十二条第一項又は第七十条第一項第一号の規定により認可を受けた技術的条件において定めている基準を勘案して不正アクセス行為から防御するため必要な基準として総務省令で定める基準を満たさないものに限る。）を入力して当該電気通信設備を作動させ、当該アクセス制御機能により制限されている当該電気通信設備又は当該電気通信設備に電気通信回線を介して接続された他の電気通信設備の特定利用をし得る状態にさせる行為をいう。

二 通信履歴等の電磁的記録 特定アクセス行為に係る電気通信の送信元、送信先、通信日時その他の通信履歴を含む特定アクセス行為についての電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人間の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）であつて、当該特定アクセス行為に係る電気通信の送信先のアクセス制御機能を有する特定電子計算機である電気通信設備又は当該電気通信設備に電気通信回線を介して接続された他の電気通信設備を送信先又は送信元とする送信型対電気通信設備サイバー攻撃のおそれがあることの証拠となるものをいう。

三 電気通信、電気通信設備若しくは電気通信事業者、利用者、端末設備、自営電気通信設備又は送信型対電気通信設備サイバー攻撃若しくは認定送信型対電気通信設備サイバー攻撃対処協会、それぞれ電気通信事業法第二条第一号、第二号、第五号若しくは第七号、第五十二条第一項、第七十条第一項又は第一百六条の二第一項第一号若しくは第二項に規定する電気通信、電気通信設備若しくは電気通

信事業者、利用者、端末設備、自営電気通信設備又は送信型対電気通信設備サイバー攻撃若しくは認定送信型対電気通信設備サイバー攻撃対処協会をいう。

四 特定電子計算機若しくは特定利用、識別符号、アクセス制御機能又は不正アクセス行為

又は不正アクセス行為、それぞれ不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第二百二十八号）第二条に規定する特定電子計算機若しくは特定利用、識別符号、アクセス制御機能又は不正アクセス行為をいう。

削る

五 機構は、第十四条並びに第一項及び第二項に規定する業務のほか、令和四年三月三十一日までの間、通信・放送開発法附則第五条第一項に規定する業務を行う。

六 前各項の規定により機構の業務が行われる場合には、第十五条第一項中「一部」とあるのは「又は附則第八条第五項に規定する業務（通信・放送開発法附則第五条第一項第一号に掲げる業務に限り、債務の保証の決定を除く。）の一部」と、第十六条第二号中「含む。」とあるのは「含む。」及び附則第八条第五項に規定する業務」と、第十七条第一項、第二十条第一項第六号及び第二十五条第一号中「第十四条」とあるのは「第十四条及び附則第八条第一項」と

、第十九条中「障害者利用円滑化法第四条第一号に係る部分に限る。」とあるのは「障害者

利用円滑化法第四条第一号に係る部分に限る。）並びに附則第八条第一項」と

（削る）
する。

利用円滑化法第四条第一号に係る部分に限る。）並びに附則第八条第一項」と、第二十二条第一項第一号及び第六号中「含む。」とあるのは「含む。」及び附則第八条第五項に規定する業務（通信・放送開発法附則第五条第一項第一号に掲げる業務に限り、これに附帯する業務を含む。）」と、第二十三条中「附帯する業務」とあるのは「附帯する業務並びに附則第八条第二項に規定する業務」とする。

7 第二項から第四項までの規定により機構の業務が行われる場合には、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ

同表の下欄に掲げる字句とする。

電気通信事業法第百十六条の二第二項	前二号に掲げるもののほか、電気通信事業者を支援すること	三 前二号に掲げるもののほか、送信型対電気通信設備サイバー	三 国立研究開発法人情報通信研究機構の委託を受けて、国立研究開発法人情報通信研究機構法（平成十一年法律第百六十二号）附則第八条第二項第二号イ又はロに定める者に対し、同号の通知を行うこと。
四 前二号に掲げるもののほか、送信型対電気通信設備サイバー攻撃に対処する電気通信事業者を支援	四 前二号に掲げるもののほか、送信型対電気通信設備サイバー攻撃に対処する電気通信事業者を支援	四 前二号に掲げるもののほか、送信型対電気通信設備サイバー攻撃に対処する電気通信事業者を支援	四 前二号に掲げるもののほか、送信型対電気通信設備サイバー攻撃に対処する電気通信事業者を支援

(削る)

(削る)

不正アクセス行為の禁止等に関する法律第二条第四項第一号	及び当該を除く	当該すること。		
			及び国立研究開発法人情報通信研究機構法(平成十一年法律第百六十二号)附則第九条の認可を受けた同条の計画に基づき同法附則第八条第二項第一号に掲げる業務に従事する者がする同条第四項第一号に規定する特定アクセス行為を除く	、当該すること。
8 第二項から第四項までの規定により機構の業務が行われる場合には、電気通信事業法第五十二条第一項又は第七十条第一項第一号の規定により認可を受けた電気通信事業者は、当該認可を受けた技術的条件において、アクセス制御機能（特定電子計算機である電気通信設備があるものに限る。）に係る識別符号について、第四項第一号の総務省令で定める基準に相当する基準又はこれを上回る基準を定めているときを除き、同号の総務省令で定める基準に相当する基準を定めているものとみなす。				
(実施計画)				
第九条 機構は、前条第二項に規定する業務を実施しようとするときは、総務省令で定めるところにより、当該業務の実施に関する計画を作				

成し、総務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするととも、同様とする。

(国家公安委員会及び経済産業大臣との協議)

(削る)

第十条 総務大臣は、次に掲げる場合には、あらかじめ、国家公安委員会及び経済産業大臣に協議しなければならない。

- 一 附則第八条第四項第一号又は前条の総務省令を制定し、又は改廃しようとするとき。

- 二 前条の認可をしようとするとき。

(審議会等への諮問)

第十二条 総務大臣は、次に掲げる事項については、審議会等（国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百二十号）第八条に規定する機関をいう。）で政令で定めるものに諮問しなければならない。ただし、当該審議会等が軽微な事項と認めたものについては、この限りでない。

- 一 附則第八条第四項第一号又は第九条の総務省令の制定又は改廃
- 二 附則第九条の認可

(革新的情報通信技術研究開発推進基金の設置等)

第九条 機構は、将来における我が国の経済社会の発展の基盤となる革新的な情報通信技術（第一号及び附則第十三条第三項において「革新的な情報通信技術」という。）の創出を集中的に推進するため、令和二年度の一般会計補正予算（第3号）により交付される補助金（第四項において「革新的情報通信技術研究開発推進基金補助金」という。）により、令和六年三月三十一日までの間に限り、第十四条第一項第一号、第八号（同項第一号に係る部分に限る。）及び第十号に掲げる業務のうち次の各号のいずれにも該当するもの及びこれに附帯する業務に要する費用（附則第十三条第一項及び第三項に規定する報告書の

第十二条 機構は、将来における我が国の経済社会の発展の基盤となる革新的な情報通信技術（第一号及び附則第十四条第三項において「革新的な情報通信技術」という。）の創出を集中的に推進するため、令和二年度の一般会計補正予算（第3号）により交付される補助金（第四項において「革新的情報通信技術研究開発推進基金補助金」という。）により、令和六年三月三十一日までの間に限り、第十四条第一項第一号、第八号（同項第一号に係る部分に限る。）及び第十号に掲げる業務のうち次の各号のいずれにも該当するもの及びこれに附帯する業務に要する費用（附則第十四条第一項及び第三項に規定する報告書の

作成に係る業務以外の業務にあつては、令和五年三月三十一日までの間に行うものに係る費用に限る。)に充てるための基金（以下この条から附則第十二条までにおいて「革新的情報通信技術研究開発推進基金」という。）を設けるものとする。

一　革新的情報通信技術の創出のための公募による研究開発又は研究開発の成果の普及若しくは実用化（附則第十一条第三項において「研究開発等」という。）に係る業務であつて特に先進的で緊要なもの

の

二　複数年度にわたる業務であつて、各年度の所要額をあらかじめ見込み難く、弾力的な支出が必要であることその他の手段の事情があり、あらかじめ当該複数年度にわたる財源を確保しておくことがその安定的かつ効率的な実施に必要であると認められるもの

2　革新的情報通信技術研究開発推進基金の運用によつて生じた利子その他の収入金は、革新的情報通信技術研究開発推進基金に充てるものとする。

3　通則法第四十七条及び第六十七条（第七号に係る部分に限る。）の規定は、革新的情報通信技術研究開発推進基金の運用について準用する。この場合において、通則法第四十七条第三号中「金銭信託」とあるのは、「金銭信託で元本補填の契約があるもの」と読み替えるものとする。

4　総務大臣は、革新的情報通信技術研究開発推進基金の額が革新的情報通信技術研究開発推進基金に係る業務の実施状況その他の事情に照らして過大であると認めたときは、機構に対し、速やかに、交付を受けた革新的情報通信技術研究開発推進基金補助金の全部又は一部に相当する金額を国庫に納付すべきことを命ずるものとする。

作成に係る業務以外の業務にあつては、令和五年三月三十一日までの間に行うものに係る費用に限る。)に充てるための基金（以下この条から附則第十五条までにおいて「革新的情報通信技術研究開発推進基金」という。）を設けるものとする。

一　革新的情報通信技術の創出のための公募による研究開発又は研究開発の成果の普及若しくは実用化（附則第十四条第三項において「研究開発等」という。）に係る業務であつて特に先進的で緊要なもの

の

二　（同上）

2　（同上）

（同上）

3　（同上）

4　（同上）

<p>第十二条 附則第九条第三項において読み替えて準用する通則法第四十七条の規定に違反して革新的情報通信技術研究開発推進基金を運用したときは、その違反行為をした機関の役員は、二十万円以下の過料に処する。</p> <p>(過料)</p>	<p>第十三条 (同上)</p> <p>(区分経理)</p>	<p>第十四条 (同上)</p> <p>(国会への報告等)</p>	<p>第十五条 (同上)</p> <p>(国会への報告等)</p>
<p>第十六条 機構は、革新的情報通信技術研究開発推進基金に係る業務について、特別の勘定を設けて経理しなければならない。</p> <p>(国会への報告等)</p>	<p>第十七条 機構は、毎事業年度、革新的情報通信技術研究開発推進基金に係る業務に関する報告書を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に総務大臣に提出しなければならない。</p> <p>(国会への報告等)</p>	<p>第十八条 大臣は、前項に規定する報告書の提出を受けたときは、これに意見を付けて、国会に報告しなければならない。</p> <p>(国会への報告等)</p>	<p>第十九条 機構は、令和二年度から令和四年度までにおける革新的情報通信技術研究開発推進基金に係る業務の成果について、革新的情報通信技術の研究開発等に関する国際的動向及び革新的情報通信技術の進展に寄与する程度を踏まえて評価を行った上で、当該評価に関する報告書を作成し、令和六年三月三十一日までに総務大臣に提出するとともに、その概要を公表しなければならない。</p> <p>(国会への報告等)</p>
<p>第二十条 機構は、革新的情報通信技術研究開発推進基金に係る業務について、特別の勘定を設けて経理しなければならない。</p> <p>(国会への報告等)</p>	<p>第二十一条 機構は、毎事業年度、革新的情報通信技術研究開発推進基金に係る業務に関する報告書を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に総務大臣に提出しなければならない。</p> <p>(国会への報告等)</p>	<p>第二十二条 大臣は、前項に規定する報告書の提出を受けたときは、これに意見を付けて、国会に報告しなければならない。</p> <p>(国会への報告等)</p>	<p>第二十三条 機構は、令和二年度から令和四年度までにおける革新的情報通信技術研究開発推進基金に係る業務の成果について、革新的情報通信技術の研究開発等に関する国際的動向及び革新的情報通信技術の進展に寄与する程度を踏まえて評価を行った上で、当該評価に関する報告書を作成し、令和六年三月三十一日までに総務大臣に提出するとともに、その概要を公表しなければならない。</p> <p>(国会への報告等)</p>
<p>第二十四条 機構は、革新的情報通信技術研究開発推進基金に係る業務について、特別の勘定を設けて経理しなければならない。</p> <p>(国会への報告等)</p>	<p>第二十五条 機構は、毎事業年度、革新的情報通信技術研究開発推進基金に係る業務に関する報告書を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に総務大臣に提出しなければならない。</p> <p>(国会への報告等)</p>	<p>第二十六条 大臣は、前項に規定する報告書の提出を受けたときは、これに意見を付けて、国会に報告しなければならない。</p> <p>(国会への報告等)</p>	<p>第二十七条 機構は、令和二年度から令和四年度までにおける革新的情報通信技術研究開発推進基金に係る業務の成果について、革新的情報通信技術の研究開発等に関する国際的動向及び革新的情報通信技術の進展に寄与する程度を踏まえて評価を行った上で、当該評価に関する報告書を作成し、令和六年三月三十一日までに総務大臣に提出するとともに、その概要を公表しなければならない。</p> <p>(国会への報告等)</p>

(政令への委任)

第十三条 附則第一条から第七条までに定めるもののほか、研究所の設立に伴い必要な経過措置その他この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(政令への委任)

第十六条 (同上)

○電波法（昭和二十五年法律第二百三十一号）（附則第七条関係）

		改	正	後	
		(電波利用料の徴収等)			
第三百三十三条の二		(略)			
1	(略)				
2	(略)				
3	(略)				
4	この条及び次条において「電波利用料」とは、次に掲げる電波の適正な利用の確保に関し総務大臣が無線局全体の受益を直接の目的として行う事務の処理に要する費用(同条及び第三百三十三条の四第一項において「電波利用共益費用」という。)の財源に充てるために免許人等、第十二項の特定免許等不要局を開設した者又は第十三項の表示者が納付すべき金銭をいう。	4	3	2	4 (同上)
5	周波数を効率的に利用する技術、周波数の共同利用を促進する技術又は高い周波数への移行を促進する技術としておおむね五年以内に開発すべき技術に関する無線設備の技術基準の策定に向けた研究開発及び当該研究開発のための補助金の交付(国立研究開発法人情報通信研究機構法(平成十一年法律第二百六十二号)第十五条の二第一項に規定する情報通信研究開発基金その他の当該研究開発を複数年度にわたり実施するための基金に充てるためのものを含む。)並びに既に開発されている周波数を効率的に利用する技術、周波数の共同利用を促進する技術又は高い周波数への移行を促進する技術を用	5	4	3	5 (同上)
6	周波数を効率的に利用する技術、周波数の共同利用を促進する技術又は高い周波数への移行を促進する技術としておおむね五年以内に開発すべき技術に関する無線設備の技術基準の策定に向けた研究開発及び当該研究開発のための補助金の交付(国立研究開発法人情報通信研究機構法(平成十一年法律第二百六十二号)第十五条の三第一項に規定する情報通信研究開発基金その他の当該研究開発を複数年度にわたり実施するための基金に充てるためのものを含む。)並びに既に開発されている周波数を効率的に利用する技術、周波数の共同利用を促進する技術又は高い周波数への移行を促進する技術を用	6	5	4	6 (同上)

いた無線設備について無線設備の技術基準を策定するために行う国際機関及び外国の行政機関その他の外国の関係機関との連絡調整、試験並びにその結果の分析

5
5
28
四〇十三 (略)

いた無線設備について無線設備の技術基準を策定するために行う国際機関及び外国の行政機関その他の外国の関係機関との連絡調整、試験並びにその結果の分析

5
5
28
四〇十三 (同上)

○放送法（昭和二十五年法律第二百三十二号）（附則第八条関係）

	改	正	後	(傍線部分は改正部分)
				(国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構等への出資)
第二十二条	協会は、前条第一項に規定する子会社に対して出資する場合のほか、第二十条第一項又は第二項の業務を遂行するために必要な場合には、総務大臣の認可を受けて、収支予算、事業計画及び資金計画で定めるところにより、次に掲げる者に出資することができる。	（国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構等への出資）	（国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構等への出資）	（国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構等への出資）
（削る）				
二	第一百四十条第二項に規定する指定再放送事業者	一 （同上）	二 （同上）	二 （同上）
三	前二号に掲げる者のほか、第二十条第一項又は第二項の業務に密接に関連する政令で定める事業を行う者 （関連事業持株会社への出資）	（同上）	（同上）	（同上）
四	前三号に掲げる者のほか、第二十条第一項又は第二項の業務に密接に関連する政令で定める事業を行う者 （関連事業持株会社への出資）	（同上）	（同上）	（同上）
（第二十二条の二）	協会は、前条の場合のほか、協会及びその子会社から成る集団の業務の効率的な遂行を確保するために必要がある場合には、総務大臣の認可を受けて、収支予算、事業計画及び資金計画で定めることにより、関連事業持株会社（その定款で次に掲げる事項を定める会社をいう。以下この条及び次条第一項において同じ。）に出資することができる。この場合において、協会は、当該出資をしている間、当該出資をした者を関連事業持株会社たる子会社として保有しなければならない。	（第二十二条の二）	（同上）	（第二十二条の二）

- 一 専ら前条第三号に掲げる者を子会社（会社がその総株主の議決権の過半数を有する株式会社その他の当該会社がその経営を支配している法人として総務省令で定めるものをいう。）として保有することを目的とすること。
- 二 出資は、次条第一項の認定に係る同項に規定する関連事業出資計画（同条第三項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。同項及び同条第五項において「認定出資計画」という。）に従い、専ら前条第三号に掲げる者に對して行うこと。

- 一 専ら前条第四号に掲げる者を子会社（会社がその総株主の議決権の過半数を有する株式会社その他の当該会社がその経営を支配している法人として総務省令で定めるものをいう。）として保有することを目的とすること。
- 二 出資は、次条第一項の認定に係る同項に規定する関連事業出資計画（同条第三項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。同項及び同条第五項において「認定出資計画」という。）に従い、専ら前条第四号に掲げる者に對して行うこと。

○国立研究開発法人情報通信研究機構法及び電波法の一部を改正する法律

(令和四年法律第九十三号) (附則第九条関係)

(国立研究開発法人情報通信研究機構法の一部改正)

第一条 国立研究開発法人情報通信研究機構法（平成十一年法律第百六十号）の一部を次のように改正する。

第六条第二項及び第三項中「同条第四号」を「同条第六号」に改める。

第十五条の二の次に次の二条を加える。

(情報通信研究開発基金の設置等)

第十五条の三 機構は、将来における我が国の経済社会の発展の基盤となる革新的な情報通信技術（第一号において「革新的情報通信技術」という。）の創出を推進するため、第十四条第一項第一号、第八号（同項第一号に係る部分に限る。）及び第九号に掲げる業務（他に委託して行うものに限る。）並びに同項第十号に掲げる業務のうち次の各号のいずれにも該当するもの及びこれに附帯する業務に要する費用に充てるための基金（以下「情報通信研究開発基金」という。）を設け、次項の規定により交付を受けた補助金をもつてこれに充てるものとする。

一　革新的情報通信技術の創出のための公募による研究開発又は研究開発の成果の普及若しくは実用化に係る業務であって特に先進的で緊要なもの

二　複数年度にわたる業務であって、各年度の所要額をあらかじめ見込み難く、弾力的な支出が必要であることその他の特段の事情

(国立研究開発法人情報通信研究機構法の一部改正)

第一条 国立研究開発法人情報通信研究機構法（平成十一年法律第百六十号）の一部を次のように改正する。

第六条第二項及び第三項中「同条第四号」を「同条第六号」に改める。

第十五条の二の次に次の二条を加える。

(情報通信研究開発基金の設置等)

第十五条の三 機構は、将来における我が国の経済社会の発展の基盤となる革新的な情報通信技術（第一号において「革新的情報通信技術」という。）の創出を推進するため、第十四条第一項第一号、第八号（同項第一号に係る部分に限る。）及び第九号に掲げる業務（他に委託して行うものに限る。）並びに同項第十号に掲げる業務のうち次の各号のいずれにも該当するもの及びこれに附帯する業務に要する費用に充てるための基金（以下「情報通信研究開発基金」という。）を設け、次項の規定により交付を受けた補助金をもつてこれに充てるものとする。

一　革新的情報通信技術の創出のための公募による研究開発又は研究開発の成果の普及若しくは実用化に係る業務であって特に先進的で緊要なもの

二　複数年度にわたる業務であって、各年度の所要額をあらかじめ見込み難く、弾力的な支出が必要であることその他の特段の事情

(傍線部分は改正部分)

があり、あらかじめ当該複数年度にわたる財源を確保しておくことがその安定的かつ効率的な実施に必要であると認められるもの

2 政府は、予算の範囲内において、機構に対し、情報通信研究開発基金に充てる資金を補助することができる。

3 情報通信研究開発基金の運用によって生じた利子その他の収入金は、情報通信研究開発基金に充てるものとする。

4 通則法第四十七条及び第六十七条（第七号に係る部分に限る。）の規定は、情報通信研究開発基金の運用について準用する。この場合において、通則法第四十七条第三号中「金銭信託」とあるのは、「金銭信託で元本補填の契約があるもの」と読み替えるものとする。

5 総務大臣は、情報通信研究開発基金の額が情報通信研究開発基金に係る業務の実施状況その他の事情に照らして過大であると認めたときは、機構に対し、速やかに、交付を受けた情報通信研究開発基金に充てる補助金の全部又は一部に相当する金額を国庫に納付すべきことを命ずるものとする。

6 前項の規定による納付金の納付の手続及びその帰属する会計その他国庫納付金に關し必要な事項は、政令で定める。
(国会への報告等)

第十五条の四 機構は、毎事業年度、情報通信研究開発基金に係る業

務に関する報告書を作成し、当該事業年度の終了後六月以内に総務大臣に提出しなければならない。

2 総務大臣は、前項に規定する報告書の提出を受けたときは、これに意見を付けて、国会に報告しなければならない。

があり、あらかじめ当該複数年度にわたる財源を確保しておくことがその安定的かつ効率的な実施に必要であると認められるもの

2 政府は、予算の範囲内において、機構に対し、情報通信研究開発基金に充てる資金を補助することができる。

3 情報通信研究開発基金の運用によって生じた利子その他の収入金は、情報通信研究開発基金に充てるものとする。

4 通則法第四十七条及び第六十七条（第七号に係る部分に限る。）の規定は、情報通信研究開発基金の運用について準用する。この場合において、通則法第四十七条第三号中「金銭信託」とあるのは、「金銭信託で元本補填の契約があるもの」と読み替えるものとする。

5 総務大臣は、情報通信研究開発基金の額が情報通信研究開発基金に係る業務の実施状況その他の事情に照らして過大であると認めたときは、機構に対し、速やかに、交付を受けた情報通信研究開発基金に充てる補助金の全部又は一部に相当する金額を国庫に納付すべきことを命ずるものとする。

6 前項の規定による納付金の納付の手續及びその帰属する会計その他国庫納付金に關し必要な事項は、政令で定める。
(国会への報告等)

第十五条の四 機構は、毎事業年度、情報通信研究開発基金に係る業

務に関する報告書を作成し、当該事業年度の終了後六月以内に総務大臣に提出しなければならない。

2 総務大臣は、前項に規定する報告書の提出を受けたときは、これに意見を付けて、国会に報告しなければならない。

第十六条中「（以下それぞれ「基盤技術研究促進勘定」、「債務保証勘定」、「出資勘定」及び「一般勘定」という。）」を削り、同条第四号中「前三号」を「前各号」に改め、同号を同条第六号とし、同条第三号の次に次の二号を加える。

四 情報通信研究開発基金に係る業務（次号に掲げる業務を除く。）

五 情報通信研究開発基金に係る業務（電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第百三条の二第四項第三号に規定する補助金の交付を受けて実施するものに限る。）

第十七条第一項中「債務保証勘定及び一般勘定」を「前条第二号に掲げる業務に係る勘定及び同条第六号に掲げる業務に係る勘定（以下それぞれ「債務保証勘定」及び「一般勘定」という。）」に改め、同条第四項中「基盤技術研究促進勘定及び出資勘定」を「前条第一号に掲げる業務に係る勘定及び同条第三号に掲げる業務に係る勘定（以下それぞれ「基盤技術研究促進勘定」及び「出資勘定」という。）」に、「うめ」を「埋め」に改める。

第二十六条に次の一号を加える。

三 第十五条の三第四項において読み替えて準用する通則法第四十一条の規定に違反して情報通信研究開発基金を運用したとき。

附則第九条から第十二条までを削り、附則第十三条を附則第九条ととする。

附 則

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第一条中国立研究開発法人情

第十六条中「（以下それぞれ「基盤技術研究促進勘定」、「債務保証勘定」、「出資勘定」及び「一般勘定」という。）」を削り、同条第四号中「前三号」を「前各号」に改め、同号を同条第六号とし、同条第三号の次に次の二号を加える。

四 情報通信研究開発基金に係る業務（次号に掲げる業務を除く。）

五 情報通信研究開発基金に係る業務（電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第百三条の二第四項第三号に規定する補助金の交付を受けて実施するものに限る。）

第十七条第一項中「債務保証勘定及び一般勘定」を「前条第二号に掲げる業務に係る勘定及び同条第六号に掲げる業務に係る勘定（以下それぞれ「債務保証勘定」及び「一般勘定」という。）」に改め、同条第四項中「基盤技術研究促進勘定及び出資勘定」を「前条第一号に掲げる業務に係る勘定及び同条第三号に掲げる業務に係る勘定（以下それぞれ「基盤技術研究促進勘定」及び「出資勘定」という。）」に、「うめ」を「埋め」に改める。

第二十六条に次の一号を加える。

三 第十五条の三第四項において読み替えて準用する通則法第四十一条の規定に違反して情報通信研究開発基金を運用したとき。

附則第十二条から第十五条までを削り、附則第十六条を附則第十二条とする。

附 則

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第一条中国立研究開発法人情

報通信研究機構法附則第九条から第十二条までを削り、同法附則第十三条を同法附則第九条とする改正規定は、令和六年四月一日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

2
(略)

報通信研究機構法附則第十二条から第十五条までを削り、同法附則第十六条を同法附則第十二条とする改正規定は、令和六年四月一日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

2
(同上)